平成２３年（フ）第１９号
茨城県稲敷市沼田2650番地79、前住所茨城県稲敷市小羽賀554番地13
破産者　勝又　利久
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２０１号
新潟市江南区太右エ門新田183番地１
破産者　山我ハツノ
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６８０号
金沢市諸江町下丁400番地１、開始決定時の住所石川県石川郡野々市町字三日市町408番地
破産者　土居　良三
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第８１号
石川県石川郡野々市町新庄２丁目45　特別養護老人ホームかんじん、住民票上の住所石川県白山市山島台３丁目87番地
破産者　無量井和夫
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２３０号
神戸市中央区東川崎町１丁目３番６―1406号、前住所大津市打出浜11番34号
破産者　奥村眞佐子
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５３１号
滋賀県守山市水保町1422番地２　レフィナード102号
破産者　芝原　圭織
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８９号
滋賀県栗東市綣３丁目８番23―1307号
破産者　荒森　亮輔
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４５１号
京都市西京区大原野東竹の里町３丁目３番地71棟101号
破産者　奥田　孝司
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６７号
京都府綾部市延町鳥居15番地の26
破産者　安藤　　豊
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第５９１号
大阪市天王寺区味原町２番５号　オノマンション401号
破産者　小野　良之
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３号
兵庫県丹波市市島町喜多1110番地
破産者　西安　善一
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第１９５号
和歌山県橋本市高野口町向島215番地
破産者　まるふくこと福谷滋人こと　福谷　茂雄
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１５７号
和歌山市粟357番地の１　コーポ中村Ⅲ３階301号室
破産者　楠本　富美
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１７３号
和歌山県有田郡広川町大字下津木936―１、住民票上の住所和歌山県有田郡広川町大字下津木939番地
破産者　大橋　久雄
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４１１号
広島県福山市千田町大字千田2597番地、前住所広島県福山市神辺町大字下竹田896番地45
破産者　井上　富雄
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第６４１号
長崎県長崎市中里町1193番地１　パセオ34Ｂ―２、旧住所長崎県長崎市田中町246番地１　フォーレ東望403号
破産者　橋本　達也
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６４３号
長崎県長崎市上戸石町2130番地45、開始決定時の住所長崎県長崎市上戸石町1702番地
破産者　陣野信一郎
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６２号
長崎県平戸市津吉町845―１、住民票上の住所長崎県南島原市有家町久保21番地１
破産者　林田　和也
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係